るどもの権利を尊重するための私たちの保育

私たちは子どもたちのしあわせ(well-being:権利の尊重と実現)をめざし、「子どもの最善の利益」を第一義的に考慮し、かけがえのない乳幼児期における子どもの権利を尊重する保育を心がけます。そうした保育を通して、子どもたちに自立(self-relianced)心を育んでいきます。

すべての子どもは、命を大切にされ、可能な最大限の発達を保障される権利をもっています。私たちは、乳幼児期にふさわしく、休息したり遊んだりする機会を保障します。

- ▶ 子どもの権利条約:第3条「子どもの最善の利益」、第6条「生命・発達への権利」、 第31条「休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加」
- 子どもたちが、十分かつ安全に遊び、生活できる環境を保障し、遊びを中心とする心の安定を もたらす生活を大切にする。
- 全活のすべてにおいて子どもたちの自主性を大切にし、楽しく食べる、心地よく眠り(休み) 目覚める、着替える、排泄することの心地よさを保障する。

すべての子どもたちは、出身国や外見上の違い、性、ことば、家庭環境、障がいの有無などによって差別されることなく、子どもとしての権利を尊重、保障されます。

子どもの権利条約:第2条「差別の禁止」

- ❷ 「男/女だから…」、「男/女なのに…」といった言葉づかい、決めつけはしない。
- 出身国や外見、家庭環境等にかかわる違いは違いとして認め、それぞれの良さを知り、受け止めていく。
- 「障がいがあるから~できない (のはしかたがない)」という見方ではなく、その子がやりたい ことを実現する上で何が「障害」になっているのかを考えて手だてを工夫する。

すべての子どもは、自由に自分の思いや考え(view)を表す権利をもっています。それは、 言葉にならないことばも含めて「声を聴いてもらう権利」でもあります。そうした思いや 考えは、子どもの発達に応じて充分考慮されなければなりません。

▶ 子どもの権利条約:第12条「意見表明権」、第13条「表現・情報の自由」

- 体罰(子どもたちを傷つけ、思いや考えを表す機会を奪う)は決して行わない。
- ★ 大切だと思われることでも、無理に「~させる」という強制にならないよう、子どもの声に耳を傾けて柔軟な対応を心がける。
- ※ "今は話したくない、話せない" "したい、したくない" という気持ちの時もあるので、「どうして~したの?」「ちゃんと話しなさい」とあまり強く問い詰めないほうがよい。
- * "できる、できない" にとらわれず、子どもの頑張ろうとする気持ちや課題、目に見えない心の 育ちを多面的に支えていく。
- ☆ 子どもの声を封じる「命令」「禁止」語(「~しなさい」「~しない!」)はなるべく使わず、子どもの声が返ってくることを想定した言葉(「~しようか」「~してみる?」など)を心がける。
- 子どもが「自分で選び、決める」機会を充分に保障する。
- 子どものまなざしや思いに共感し、丁寧に応える。
- 孝どもにとってよりよい保育を構築するために、職員同士も互いに尊重し、自由に思いや考えを 出せる場を大切にする。

すべての子どもはそれぞれにプライバシーの権利をもち、人に知られたくないことを守られる権利があります。また、他者から自尊心を傷つけられない権利があります。

▶ 子どもの権利条約:第16条「プライバシー・名誉の保護」

- それぞれの子どもが他者に知られたくないであろうことは守秘する。
- ★ 子どもの前で保護者の否定的なことを話題にしたり、園児や保護者にかかわることを外部に漏らさない。(研修や研究会における実践検討の場で、個人が特定されないように配慮されるものはこの限りではない。)
- 愛情と敬意をもって、名前を呼ぶ。(呼び捨てにはしない。)
- それぞれの子どもの自尊心を傷つけるような言動は厳に慎む。例えば、他の子とくらべてできないことを強調したり、おどしたり、人格を否定したりするような言葉をかけない。

平成30年3月